資料５

平成２７年７月２８日
計　画　推　進　班

第五次千葉県障害者計画の進捗管理について（案）

１　第五次計画における進捗管理の位置づけ

「計画は、年度ごとの「取組の方向性」の進捗状況及び「数値目標」の達成状況、障害福祉サービス等の提供状況等について推進本部会で評価・検討を行った上で、少なくとも年１回は千葉県障害者施策推進協議会に報告するとともに、同協議会の意見を踏まえ、ＰＤＣＡの観点から効率的な事業の推進を図りつつ、必要に応じ計画の修正を行う。」（計画１２０ページ）

２　「取組の方向性」の進捗状況の管理について

・別紙１「第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況管理表」による。
・「取組の方向性」について、担当課（室）が前年度の取組結果、及び取組結果への今後の対応を進捗状況管理表に記入する。
・「取組の方向性」に関連した数値目標がある場合は、この達成状況を踏まえて記載する。

３　「数値目標」の達成状況の管理について

・別紙２「第五次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表」による。
・「数値目標」について、担当課（室）が前年度の実績を記載する。
・「評価」欄に、達成状況によりＡ～Ｅの評価を付す。当該年度に目標設定がないなど、評価できない場合は「その他」とする。
・「成果の状況等」欄にコメントを記入する。

４　「主要な施策」の管理について

・別紙３「第五次千葉県障害者計画　主要施策　管理票」による。
・別紙２で評価した、数値目標の達成状況（Ａ～Ｅ、その他）の個数を記載する。
・主要施策の取組結果及び取組結果への対応を、基本施策の状況を踏まえて、記載する。

５　障害福祉サービス等の提供状況について

・別紙４「サービス見込量進捗状況（県全体）」により、障害福祉課において取りまとめる。